

桑名市地域企業DX推進支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 新型コロナウイルス感染症の影響により、各国では非接触・リモート社会の構築に向けてデジタル投資が加速している。地域企業が、今後も地域経済を支える主体であり続けるためには、こうした動きに取り残されることなく、デジタル技術を活用した業務・ビジネスモデルの変革を実行していくことが必要不可欠である。

上記を踏まえ、桑名市内の地域企業が行う先進的なデジタル化やI o T化に取り組むため「業務の棚卸」「経営課題抽出・分析」「経営目標の設定」「デジタル活用検討」といった経営計画の策定を行い、その経営計画に基づき「デジタル実装」「導入後の成果分析」の取り組みを実施する場合に、その費用を補助することを目的とし、桑名商工会議所が桑名市からの補助金を受けて、実施するものである。

あわせて、本事業における先進的な企業の取り組み成果を好事例として公表し、地域全体に波及効果をもたらすことを目的として、予算の範囲内において桑名市地域企業DX推進支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、桑名市補助金等交付規則（平成16年桑名市規則第54号）の規定を準用するほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「補助事業者」とは、本補助金の交付を受けた企業をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、別表1に掲げる、桑名市内に主たる事務所又は事業所を有する企業であって次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではないこと。
- (2) 市税の未納がない者であること。
- (3) 政治団体、宗教上の組織若しくは団体でないこと。
- (4) DXの推進を補助事業として行う者であること。
- (5) DXを活用して自社の経営を向上させる計画をITベンダーと共同して作成し、ITベンダーや専門家と共同して事業に取り組む者であること。

(補助対象事業)

第4条 A類型（コンサルティング支援）

デジタル化やI o T化に取り組むために、ITベンダーや専門家とともに自社の「業務の棚卸」から「経営課題抽出・分析」「経営目標の設定」「デジタル活用」を検討し、自社のDX化のための経営計画を策定する事業。

B類型（実装支援）

A類型の取り組みによって策定した経営計画に基づき、先進的かつ最適なデジタルソリューションを実装するための取組。

(補助対象経費等)

第5条

(1) A類型

自社の「業務の棚卸」「経営課題抽出・分析」「経営目標の設定」「デジタル活用」を検討し、自社のDX化のための経営計画を策定するためにITベンダーや専門家に支払う経費

(2) B類型

- ・社内全体のデジタル化に向けて事務作業を自動化するためのRPAツールの導入
- ・販売データを基にしたマーケティングを実施するための顧客管理システムの導入
- ・工場のスマートファクトリー化に向けた自動で部品の寸法をデータ化できる検査機の購入
- ・実装のためのコンサルティングに関する経費
- ・DXの必要性や知識を共有し社内実践するために、専門家を招いた研修会の実施等に関する経費

- 2 補助金の交付の対象となる経費は、前項に掲げる事業に必要な経費（消費税を含まない。）であって、別表2に掲げるものとする。
- 3 桑名商工会議所会頭は、第1項に掲げる事業のうち、必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 4 第3項の補助金は、同一事業者が同一内容で本制度以外の国・県・市等が助成する他の制度（補助事業や委託事業等）を活用して重複する補助事業を実施している場合には、本補助金の対象外とする。

(補助率等)

- 第6条 補助率は、補助対象経費の10/10以内（消費税及び地方消費税を除く）とする。
- 2 補助金額は、補助上限額：A類型分 最大50万円、B類型分 最大300万円を上限とし、予算の範囲内において交付する。
 - 3 A類型・B類型はそれぞれ審査を行い、審査によって減額することがある。

(交付申請)

- 第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、桑名市地域企業DX推進支援補助金交付申請書（第1号様式）に必要な書類を添付して、桑名商工会議所会頭に申請しなければならない。申請書受付にあたっては、電子申請により提出しなければならない（持参・郵便・宅配便での提出は不可）。

(交付決定)

- 第8条 桑名商工会議所会頭は、交付申請書の提出があった場合は、当該交付申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認められたときは、補助金の交付の決定を行い、桑名市地域企業DX推進支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。
- 2 桑名商工会議所会頭は、前項の交付決定にあたって、必要な条件を付することができる。
 - 3 桑名商工会議所会頭は、予算額に応じて申請額より減額して交付決定することができる。

(補助事業者の義務)

- 第9条 補助事業者は、本要領を遵守し、善良な管理者の注意をもって補助事業を実施するものとする。

(交付申請の取り下げ)

- 第10条 第8条の交付決定の内容、又はこれに付された条件に対して不服がある場合、規則第8条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の通知を受けた日から1か月以内とする。

(状況報告等)

- 第11条 補助事業者は、当該補助事業が予定の期間内に完了しない場合は、速やかに桑名商工会議所会頭に報告し、その指示を受けなければならない

(補助事業の変更及び承認)

- 第12条 補助事業者は、補助事業の内容又は補助対象経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ、桑名市地域企業DX推進支援補助金変更申請書（様式第3号）に必要な書類を添付して桑名商工会議所会頭に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、桑名商工会議所が定める軽微な変更の場合にあつては、この限りでない。
- 2 前項の規定における軽微な変更とは、次に掲げる場合以外の変更をいう。
 - (1) 補助事業の内容を著しく変更する場合
 - 3 桑名商工会議所会頭は、第1項の承認にあたっては、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。変更の承認をするときには桑名市地域企業DX推進支援補助金変更承認書（様式第4号）により補助事業者に通ずるものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

- 第13条 補助事業者は、補助事業の全部もしくは一部を中止し、又は廃止をしようとするときは、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（様式第9号）を桑名商工会議所会頭に提出し、その承認を受けなければならない。

(遅延等の報告)

- 第14条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補

助事業の遂行が困難になったときは、速やかに、遅延等報告書（様式第8号）を桑名商工会議所会頭に提出し、その指示を受けなければならない。

（補助金の交付決定の取消し等）

第15条 桑名商工会議所会頭は、第12条の規定による承認をした場合、又は次の各号のいずれかに該当する場合は、第8条第1項の交付の決定の全部、もしくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要領、又は本要領に基づく桑名商工会議所会頭の処分に違反、もしくは桑名商工会議所会頭の指示を履行しない場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合

(4) 補助事業者が、同一の事業に対して、国、三重県（三重県が出資又は出捐する団体を含む。）、市町その他これに類するものから補助金等の交付を受けている場合

(5) 補助事業者が、排除要綱別表に該当した場合

2 桑名商工会議所会頭は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部、又は一部の返還を命ずるものとする。

3 桑名商工会議所会頭は、前項の返還を命ずる場合は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができるものとする。

4 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から15日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴することができるものとする。

（実績報告）

第16条 補助事業者は、補助事業が完了（第13条の規定による補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）したときは、A類型分は令和4年1月11日（金）17時まで、B類型分は令和5年3月10日（金）17時までに、桑名市地域企業DX推進支援補助金実績報告書（様式第5号）に必要な書類を添付して桑名商工会議所会頭に提出しなければならない。

※A類型のみの取り組みにおいては補助対象期間を2ヶ月間延長することが可能

※桑名商工会議所会頭が必要と認めるときは、改めて提出期限を定めることができる。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うにあたっては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第17条 桑名商工会議所会頭は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第7条第1項に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、桑名市地域企業DX推進支援補助金交付額確定通知書（様式第6号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の支払い）

第18条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、補助事業者からの補助金交付請求書記載の金融機関口座に振込支払うものとする。

（補助事業に係る経理）

第19条 補助事業者は、補助事業に係る経費について、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、桑名商工会議所会頭の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(財産の管理等)

第20条 補助事業者は、補助事業（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対象経費を含む。）により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳を備え、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

(財産処分の制限)

第21条 補助事業者は、この補助事業により取得した先端設備等を補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合には、事前に桑名商工会議所会頭の承認を受けなければならない。

2 桑名商工会議所会頭は、前項の規定により承認した当該先端設備等の処分により収入があったときは、補助事業者に対し、その全部又は一部を桑名商工会議所に納付させることができる。

3 前2項の規定は、交付決定を受けた年度の終了後5年間適用する。

(補助事業完了後の報告等)

第22条 補助事業者は、事業終了後3年間は事業効果等を把握するために実施する調査について協力する。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、桑名商工会議所会頭が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

以下に該当する者

中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項第6号～8号に規定する組合等	企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、政令で定めるもの
中小企業等経営強化法第2条第6項に規定する一般社団法人	政令で定めるもの
右に掲げる要件を満たした特定非営利活動法人	①法人税法（昭和40年法律第34号）上の収益事業（法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第5条第1項に規定する34事業）を行っていること ②認定特定非営利活動法人でないこと

別表2（第5条関係）

補助対象経費

【A類型（コンサルティング支援）】

費目	支出内容
コンサルティング費	コンサルティング業務に要する経費 ・経営課題の抽出・整理を行い、経営向上計画を策定するために桑名商工会議所がマッチングしたITベンダーや専門家等に謝礼として支払う経費。 ※謝金は1回あたり30,000円を上限とし、1回は2時間以上実施してください。 ※交通費は1回分のみ対象とします。（公共交通機関利用料金のみ対象） ※同日に同じ派遣元より複数名の訪問を受けた場合も上限は同額とします。
育成研修費	DX人材の育成に必要な講座受講料や講師謝金 ・社内のDX化を進めるための人材育成を行うため、参加した社外の講習会や、社内研修の講師として招いたITベンダーや専門家等に謝礼として支払う経費。 ※社内講師への謝金や交通費は対象外。

【B類型（実装支援）】

費目	支出内容
実装コンサルティング費	コンサルティング業務に要する経費 ・策定した経営向上計画に基づく先進的かつ最適なデジタルソリューションを実装するために、桑名商工会議所がマッチングしたITベンダーや専門家等に謝礼として支払う経費 ※謝金は1回あたり30,000円を上限とし、1回は2時間以上実施してください。 ※交通費は1回分のみ対象とします。（公共交通機関利用料金のみ対象） ※同日に同じ派遣元より複数名の訪問を受けた場合も上限は同額とします。
システム等導入費	システム等の導入に要する経費 ・A類型で策定した経営計画に基づく新規システム等の導入（試行導入含む）および事業の遂行に必要な機械装置等の購入に要する経費。 ※既に導入済みのシステムの単純な更新は対象外。 他の用途に使用できる機械装置等の購入は対象外。 ・システム等の運用のための実習を行うため、参加した社外の講習会や、社内研修の講師として招いたITベンダーや専門家等に謝礼として支払う経費。 ※社内講師への謝金や旅費出張費（宿泊費含む）は対象外。

※経常的な経費、支出証拠書類により支払ったことを明確に示せない経費、その他本事業に直接関わらない経費や公金の使途として社会通念上適切でない経費は補助対象外とする。